別記様式第１

『定期報告』が必要な特定建築物等の名称・所在地及び報告状況

令和８年10月末現在

建築物名称	所在地	定期報告　（年）						用途種別
		Ｒ４年 2022年	Ｒ５年 2023年	Ｒ６年 2024年	Ｒ７年 2025年	Ｒ８年 2026年	R9年 2027年	
（北部建設事務所管轄）								
三次市民ホール	三次市三次町			報告済			報告年	劇場等

【 定期報告時期のお知らせ】
建築物の所有者（管理者）等の皆さまへ　　**あなたの建物は定期報告が必要ではありませんか？**

○　報告年の確認をお願いします。（建築物の定期報告時期は、３年ごとです。）
○　今年が報告年の場合は、年末までに必ず『定期報告』を提出してください。

【 定期報告概要書の閲覧のお知らせ　】
建築物の利用者等の皆さまへ

○　報告済の特定建築物については、建設地を所管する県建設事務所建築課において、どなたでも定期報告概要書の閲覧ができます。定期報告概要書では調査及び検査の状況などが確認できます。

西部建設事務所建築課
（竹原市、大竹市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡）
東部建設事務所建築課
（府中市、世羅郡、神石郡）
北部建設事務所建築課
（三次市、庄原市、安芸高田市）
※令和6年4月1日から安芸高田市内の特定建築物等の定期報告の所管が、西部建設事務所から北部建設事務所に変わります。